

令和7年度
第1回赤穂市上下水道事業
在り方検討委員会 資料



令和7年(2025年)7月15日

目次

1. 下水道使用料の改定について (P.2～)
2. 令和7年度当初予算概要について (P.7～)
3. 参考資料
令和6年度に実施した主な更新事業 (P.12～)
4. 参考資料
令和7年度実施予定の主な更新事業 (P.22～)

1. 下水道使用料の改定について

1-1 議案の内容

令和6年10月17日に市長に答申した下水道使用料改定案は、以下のとおりです。
この改定案を基にした下水道使用料改定の議案を、令和7年2月開会の赤穂市議会第1回定例会に提出しました。【別紙①】

市議会での審議を経て、令和7年3月12日に、答申書どおり下水道使用料を改定する議決を受けております。
なお、この条例改正には、3点の付則が付されています。

金額は2か月表記(税抜き)

	現行	改定案	現行との差額
基本使用料(2か月)	1,760円	2,000円	+240円
1~20m ³	0円	15円	+15円
21~40m ³	135円	155円	+20円
41~60m ³		160円	+25円
61~100m ³	165円	190円	+25円
101~600m ³	200円	225円	+25円
601~2,000m ³	210円	235円	+25円
2,001m ³ ~	245円	270円	+25円

1-2 付則

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

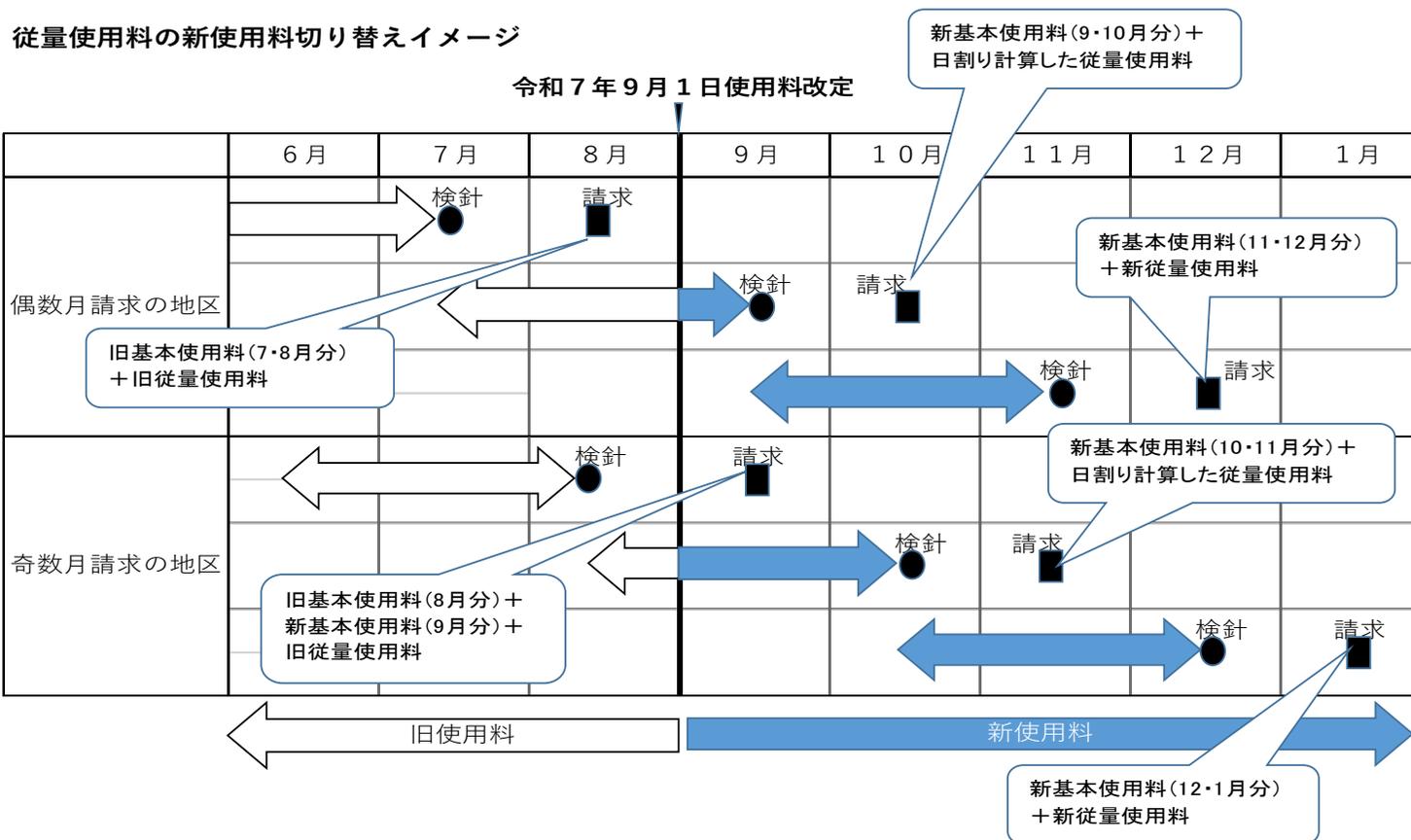
改正された下水道条例は、9月1日から施行され、下水道使用料は9月1日から新体系に移行することとなります。

議決から改定までの半年間は、システム改修や住民や事業者への周知を行うための期間としています。

☆住民周知の方法☆ 【別紙②】

- ・ホームページへの掲載
- ・「広報あこう」への記事掲載
- ・チラシ「下水道使用料改定のお知らせ」の各戸ポスティング

2 この条例の施行の日以後最初に認定した排除汚水量は、各日均等に排除されたものとみなし従量使用料を日割により計算する。



3 改正後の赤穂市下水道条例別表の規定にかかわらず、施行日から令和9年3月31日までの排除汚水量に係る使用料については、同表に定める従量使用料の各区分の額からそれぞれ5円を控除して得た額とする。

下水道使用料（2か月）の改定単価（税抜き）

	現行単価		特例措置期間の単価		改定後の単価	
	令和7年8月31日まで		令和7年9月1日から 令和9年3月31日まで		令和9年4月1日から	
基本使用料	1,760円		2,000円		2,000円	
従量使用料 (1 m ³ につき)	1~20m ³	0円	1~20m ³	10円	1~20m ³	15円
	21~60m ³	135円	21~40m ³	150円	21~40m ³	155円
			41~60m ³	155円	41~60m ³	160円
	61~100m ³	165円	61~100m ³	185円	61~100m ³	190円
	101~600m ³	200円	101~600m ³	220円	101~600m ³	225円
	601~2,000m ³	210円	601~2,000m ³	230円	601~2,000m ³	235円
	2,001m ³ ~	245円	2,001m ³ ~	265円	2,001m ³ ~	270円

2. 令和7年度当初予算概要

2-1 水道事業の予算概要

収益的収入 (千円)			
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
営業収益	742,574	800,235	△57,661
営業外収益	127,452	130,217	△2,765
特別利益	2	2	±0
計	870,028	930,454	△60,426

収益的支出 (千円)			
	R 7 (当初)	R 6(当初)	増減
営業費用	957,522	984,014	△26,492
営業外費用	42,019	32,075	9,944
特別損失	183	183	±0
予備費	910	910	±0
計	1,000,634	1,017,182	△16,548



収益的収支 (税抜)

(千円)			
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
営業収支	△214,948	△183,779	△31,169
営業外収支	85,433	98,142	12,709
その他	△1,091	△1,091	±0
計	△130,606	△86,728	△43,878

人口減少等の影響から、水道料金収入が減少傾向にあるため、令和7年度は約1億3千万円の単年度赤字を見込んでいます。これまで黒字経営で推移してきたことから、ただちに経営難に陥ることはないものの、今後、経営は一層厳しさを増していくと見込んでいます。

資本的収支（税込）

資本的収入		(千円)	
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
収入合計	755,655	821,905	△66,250
うち一般会計繰入金	90,214	96,155	△5,941
うち企業債	400,000	400,000	± 0
うち国庫補助金	60,933	64,102	△3,169
うち負担金	133,330	161,360	△28,030

資本的支出		(千円)	
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
支出合計	1,283,419	1,234,538	43,881
うち建設改良費	1,105,791	1,015,118	90,673
うち企業債償還金	121,984	116,133	5,851
うち他会計貸付金	50,000	100,000	△50,000
収支差引	△527,764	△ 412,633	115,131

☆建設改良費の内訳☆

浄水・・・原水源地地下水紫外線処理設備工事ほか

給水、配水・・・区画整理事業の進捗に合わせた配水管布設工事、経年劣化した管路の改良工事ほか

☆他会計貸付金☆

厳しい経営状況にある下水道事業へ、施設の突発的な故障に対する緊急修繕等の維持管理に必要な資金を確保する目的で貸し付けるものです。

2-2 下水道事業の予算概要

収益的収入 (千円)			
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
営業収益	1,028,603	982,754	45,849
営業外収益	1,017,009	969,141	47,868
特別利益	0	0	±0
計	2,045,612	1,951,895	93,717

収益的支出 (千円)			
	R 7 (当初)	R 6(当初)	増減
営業費用	2,016,555	2,006,936	9,619
営業外費用	100,377	104,310	△3,933
特別損失	120	120	±0
予備費	636	636	±0
計	2,117,688	2,112,002	5,686



収益的収支 (税抜)

(千円)			
	R 7(当初)	R 6(当初)	増減
営業収支	△987,952	△1,024,182	36,230
営業外収支	916,632	864,831	51,801
その他	△756	△756	±0
計	△71,776	△160,107	88,031

本年9月に下水道使用料が改定されることから、昨年度と比べ、営業収益が改善され、単年度赤字も前年度と比べ抑えられる見込みである。

しかし、在り方検討委員会でも議論の的であった経費回収率は、100%には届かないことから、今後の経営状況を注視する必要がある。

資本的収支 (税込)

資本的収入		(千円)	
	R 7 (当初)	R 6(当初)	増減
収入合計	1,506,414	1,837,863	△331,449
うち一般会計繰入金	291,656	259,202	32,454
うち企業債	1,029,100	1,302,200	△273,100
うち国県補助金	114,575	160,470	△45,895
うち他会計借入金	50,000	100,000	△50,000

資本的支出		(千円)	
	R 7 (当初)	R 6(当初)	増減
支出合計	2,207,056	2,474,490	△267,434
うち建設改良費	308,624	580,940	△272,316
うち企業債償還金	1,877,832	1,892,950	△15,118
収支差引	△700,642	△636,627	△64,015

☆建設改良費の内訳☆

管渠・・・土地区画整理事業の進捗に合わせた污水管渠築造工事ほか
 ポンプ場・・・汚水中継ポンプ場遠方監視設備詳細設計業務委託ほか
 処理場・・・小規模処理場遠方監視設備整備工事ほか

☆他会計借入金☆

施設の突発的な故障に対する緊急修繕等の維持管理に必要な資金を確保する目的で、水道事業から借入れるものです。

3. 令和6年度に実施した主な更新事業

令和6年度に実施した主な更新事業(水道事業)



②原水源地紫外線処理設備整備工事

④木津水源地坂越送り送水ポンプ取替工事

①南野中配水管改良工事

③北野中浄水場急速ろ過池整備工事

⑤北野中浄水場中央監視装置更新概略設計業務委託

①御崎配水管改良工事

凡 例	
	行政区域境界
	主要河川
	主要道路
	鉄道
	水源地 (5か所)
	浄水場 (2か所)
	加圧所 (10か所)
	配水池 (16か所)

①配水管改良工事

経年劣化した水道管の更新については、災害時の救護施設となる病院へ繋がる管路や漏水が頻発している管路などを優先的に更新する管路として「2031水道ビジョン」に位置付け、順次工事を進めているところです。

令和6年度については、約850mの水道管を更新しました。

御崎配水管改良工事



南野中配水管改良工事



②原水源地紫外線処理設備工事 (R6～R7)

原水源地は、昭和52年に築造されてから48年が経過（耐用年数40年）し、施設や機械・設備が経年劣化していることから、将来にわたり安全で安心な水道水を供給するため、国の補助事業を活用した紫外線処理施設の整備と併せて、施設の建て替え（耐震化・耐水化）を行っています。

令和6年度は、建物の基礎となる鋼管杭及び紫外線処理装置など機器の製作を実施しました。

工場検査 (鋼管杭)



工場検査 (紫外線処理装置)



③北野中浄水場急速ろ過池整備工事

北野中浄水場では、木津水源地において千種川から取水した伏流水を凝集沈殿処理後、ろ過池において急速ろ過する浄水処理を行っています。

ろ過池の砂は、ろ過過程で発生するゴミ等の堆積による目詰まり防止のため、逆洗と呼ばれる洗浄を定期的に行っており、それにより砂が摩耗し小さくなっていきます。また、摩耗して小さくなったろ過砂は、逆洗を行った際にゴミ等と一緒に排出され徐々に目減りし、粒度にばらつきが発生します。ろ過層の粒度のばらつきにより、ろ過の性能に影響を及ぼすことを防止するため、急速ろ過池2系No.9～No.16号池のろ過砂を更新しました。



④木津水源地坂越送り送水ポンプ取替工事

木津第1水源地には、水道水を供給する送水ポンプが7基あり、そのうち2基が坂越地域へ送水するためのポンプとなっています。

ポンプの耐用年数は約10年から15年となっていますが、当該施設のNo.1送水ポンプは平成4年に設置してから32年が経過しており、経年劣化による異常振動が発生していたことから更新工事を実施しました。



⑤北野中浄水場中央監視装置更新概略設計業務委託

北野中浄水場中央監視室では、市内にある水源地、加圧所及び配水池の運転状況を24時間監視し、主要水道施設の遠隔操作を行っています。

中央監視装置については、本市の水道施設を管理する大変重要な施設であり、昭和54年に設置して以降、適宜修繕を重ねてきましたが、経年劣化による更新が必要な時期を迎えています。本設備を更新するにあたり、将来を見据え導入すべき最適な遠方監視制御方式と通信回線、また、それに付随する設備を検討し、基本設計をまとめました。



令和6年度に実施した主な更新事業(下水道事業)



①汚水中継ポンプ場
外機械設備工事

③有年原地区マンホールポンプ
機械電気設備機能強化工事

②マンホール中継ポンプ場
機械電気設備工事

④浜田中継ポンプ場
耐震診断業務委託

①汚水中継ポンプ場
外機械設備工事

凡 例	
	行政区域境界
	主要河川
	主要道路
	鉄道
	雨水ポンプ場(7カ所)
	下水処理場(6カ所)
	汚水中継ポンプ場(8カ所)
	農業集落排水処理施設(6カ所)
	マンホールポンプ場(86カ所)

①汚水中継ポンプ場外機械設備工事

施設の健全化を図るため、定期点検の結果により更新等の対応が必要とされた、清水谷第1中継ポンプ場のポンプ設備や下水管理センターの電動弁等の更新を行いました。



②マンホール中継ポンプ場機械電気設備工事

周世地区の汚水処理施設は、平成5年に供用開始されてから31年が経過（耐用年数約10～20年）し、周世第4中継ポンプ場において、機械電気設備の劣化に対応するため、機械設備（ポンプ設備・配管類）及び電気設備（ポンプ制御盤及び水位計外）の更新を行いました。



③有年原地区マンホールポンプ場機械電気設備機能強化工事

有年原地区の汚水処理施設は、平成7年に供用開始されてから29年が経過（耐用年数約10～20年）し、施設の経年劣化が進行しています。公共用水域の水質保全のため、有年原地区のマンホールポンプ（5施設）において、機械電気設備の更新を行いました。



④浜田中継ポンプ場耐震診断業務委託

浜田中継ポンプ場は、昭和58年に供用開始されており、40年が経過（耐用年数10～20年）しています。

そのため、経年劣化に伴う施設全体の更新が必要となりますが、併せて耐震化等を図るため、建築構造物や土木構造物の耐震診断業務を実施しました。



4. 令和7年度実施予定の主な更新事業

令和7年度実施予定の主な更新事業(水道事業)

①原水源地紫外線処理設備整備工事



②北野中浄水場中央監視装置外
更新詳細設計業務委託
③北野中浄水場送水ポンプ
更新詳細設計業務委託

凡 例	
	行政区境界
	主要河川
	主要道路
	鉄道
	水源地 (5か所)
	浄水場 (2か所)
	加圧所 (10か所)
	配水池 (16か所)

①原水源地紫外線処理設備工事（R6～R7）

原水源地は、昭和52年に築造されてから48年が経過（耐用年数40年）し、施設や機械・設備が経年劣化していることから、将来にわたり安全で安心な水道水を供給するため、国の補助事業を活用した紫外線処理施設の整備と併せて、施設の建て替え（耐震化・耐水化）を行っています。

令和6年度に建物の基礎となる鋼管杭及び紫外線処理装置など機器の製作を完了し、現在は、水質管理棟及び紫外線処理棟の築造工事を実施しております。

原水源地(既設)



原水源地(新設予定地)



②北野中浄水場中央監視装置外更新詳細設計業務委託

市内水道施設の監視制御を行っている北野中浄水場の中央監視装置(昭和54年設置)について、「令和6年度北野中浄水場中央監視装置更新概略設計業務委託」の内容を踏まえて、詳細設計を実施します。

また、各水道施設間を繋ぐNTT専用回線が、令和11年3月末をもってサービスを終了する予定となっていることから、同装置及び各水道施設の通信機器の更新計画策定と合わせて通信方式の決定を行う必要があります。



③北野中浄水場送水ポンプ更新詳細設計業務委託

北野中浄水場では、木津水源地において千種川から取水した伏流水や井戸水を浄水処理しており、水道水を中央配水池や隧道配水池へ送水するためのポンプが7基あります。ポンプの耐用年数は約10年から15年となっていますが、設置から50年近く経過したポンプもあり、今後適宜更新を行っていく必要があります。

これらポンプの更新に当たり、高効率機器への更新及び機器のスリム化等の検討を行うため、詳細設計業務を実施します。



令和7年度実施予定の主な更新事業(下水道事業)



①小規模処理場遠方監視設備整備工事
(はりま台処理場)

福浦処理場

古池処理場

大泊処理場

小島処理場

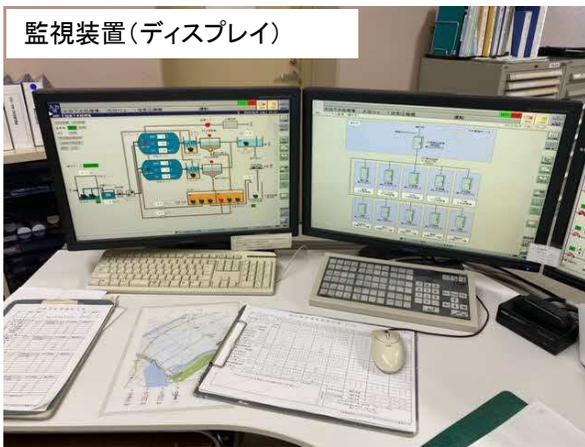
凡 例	
	行政区域境界
	主要 河川
	主要 道路
	鉄 道
	雨水ポンプ場(7カ所)
	下水処理場(6カ所)
	汚水中継ポンプ場(8カ所)
	農業集落排水処理施設(6カ所)
	マンホールポンプ場(86カ所)

①小規模処理場遠方監視設備整備工事（R7～R8）

小規模処理場（福浦処理場、はりま台処理場、古池処理場、大泊処理場、小島処理場）については無人施設であり、赤穂下水管理センターで24時間監視制御を行っています。

これらの各設備は設置から20年以上経過していることや、現システムで利用しているNTTの専用回線サービス（アナログ方式）が、令和10年度に終了することから、更新に合わせ通信方式の変更を行う工事を実施します。

監視装置(ディスプレイ)



監視装置(子局)



監視装置(親局)



大泊処理場



はりま台処理場



福浦処理場



小島処理場



古池処理場

